

2024年度 事業計画書

(事業期間：2024年4月1日～2025年3月31日)

認定NPO法人大阪精神医療人権センター

第1 事業の実施方針

当センターは、精神障害者の人権擁護活動を行うとともに、精神障害者に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会を目指すという目的に基づき、①声をきく、②扉をひらく、③社会をかえるという3つの活動を行います。また、これらの活動を充実・拡充させるための組織基盤強化に向けた検討を行います。

第2 「声をきく」活動

1 個別相談活動の実施

精神科病院に入院中の方や家族等からの相談を以下の方法で受け付けます。

(1) 電話・手紙・メール・FAX

毎週水曜日午後に相談員 1～2 名体制で電話相談を実施します。また、水曜日に加え、他の曜日にも事前告知をして相談を受け付けます。

(2) 面会・オンライン面会

大阪府内の精神科に入院中の方を対象に、面会またはオンライン面会を行います。オンライン面会は、①各病院が実施しているオンライン面会の方法で実施するほか、②研究事業（協力病院：榎坂病院・大阪さやま病院・久米田病院・七山病院・ねや川サナトリウム・浜寺病院）の一環として実施します。

※研究事業：厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）

厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究」分担研究「精神障害者の権利擁護に関する研究—入院中の精神障害者の権利擁護に関する研究—」

2 個別相談活動の基盤整備と強化

(1) 経験交流会等の実施

2024年度も引き続き、面会ボランティアの経験交流会等の実施に向けプロジェクトチームを設置します。プロジェクトチームは参加者の連携強化や個別面会活動の振り返りを目的とし、経験交流会や事例検討会で意見交換を行い、

法人事務所での事務局員との相談日を定期的に設けます。

プロジェクトチームは、メンバーに事務局員に加え、個別面会活動経験のあるボランティアを増員し強化します。

(2) 面会手引きの活用と作成

上記(1)の経験交流会において、2023年度に取りまとめた面会手引きを活用し、意見交換を行います。意見交換等を通じて、新たに手引きに盛り込む内容を精査し、面会手引きを完成させます。

面会手引きの完成後は、新たに個別面会活動に参加される方、既存の活動者への周知を行います。また、各地域での面会活動においても参考になる媒体であるため、面会手引きの提供（当センターからの講師派遣も含めた）なども積極的に行います。

※日本財団助成事業

3 入院者訪問支援事業／精神科アドボケイトについて

(1) 厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」精神障害者の意思決定及び意思表示支援に関する研究への協力

研究班への協力の過程で、これまで当センターが大阪でおこなってきた個別面会活動や面会ボランティア養成講座がモデルとなり、精神保健福祉法改正に伴い「入院者訪問支援事業」として制度化されました。

当センターで取り組んできた個別面会活動や養成講座、経験交流会、面会手引きなどが「精神科入院者向けの権利擁護活動」として全国的に通用するかの検証や論点の洗い出しを行うことを目的に、引き続き研究事業に協力します。

(2) 大阪における入院者訪問支援事業

大阪府・大阪市・堺市は、2024年度から入院者訪問支援事業を実施する予定です。当センターは、昨年度の協議をふまえ、同事業の受託に向けた申入れを行っています。大阪府等からの要請があれば、その内容を検討したうえで、適切なものであればこれを受託します。その場合、大阪府内の市町村長同意の医療保護入院者等への訪問支援員の派遣調整を行い、入院者との面会によるアドボケイト活動を行います。また、同事業の推進会議（後記第3の1(1)の療養環境検討協議会と同じ日に開催される）へ参加するほか、事業を受託する場合には実務担当者会議の運営を行います。

第3 「扉をひらく」活動

1 病院訪問活動の実施

(1) 療養環境サポーター活動

今年度も療養環境サポーターとして精神科病院への訪問活動を実施します。
病院訪問の結果報告や療養環境の改善に向けて協議をする場である大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会（以下「協議会」といいます）に、委員として2名が出席します。

（2）医療観察法病棟訪問

医療観察法病棟への訪問活動は、法律専門職である弁護士と当センターの活動参加者が連携・協力して、入院者と面会します。当センターが長年蓄積してきたノウハウや情報を提供し、相談を受けるとともに、法的観点からの助言を行います。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響がつづき実施できませんでした。2024年度は病棟へ打診し、訪問活動の再開へつなげます。

2 療養環境サポーター活動の基盤整備と強化

（1）療養環境サポーターの養成研修及び推薦

病院訪問活動を充実させるため、療養環境サポーターの訪問人数を増やしていけるよう、療養環境サポーター養成研修を1～2回実施する予定です。養成研修を受講された人の中から、協議会において新たな療養環境サポーターとして推薦します。

（2）座談会・意見交換会

病院訪問活動の充実・強化のため、サポーター活動参加者を対象にして座談会や意見交換会を開催します。

3 630調査の情報公開請求（対象：大阪府・大阪市・堺市）

2023年度の630調査について、大阪府知事に対する情報公開請求により大阪府内（大阪市・堺市を含む）のすべての精神病床のある医療機関についての各種情報の開示を求めます。

必要に応じて他の都道府県の活動団体とも情報交換を行ないます。

また、昨年度に引き続き、科学研究費助成事業「精神科病院における長期在院患者の発現状況および病院療養環境改善に関する研究」（黒田研二教授 西九州大学）に協力します。

第4 「社会をかえる」活動の内容

1 講演会・シンポジウム

（1）定時総会・記念講演会

日 程 2024年6月15日（土）

講 師 藤井渉さん（日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授）

タイトル 『役立たずの論理に抗う実践～戦争・動員・福祉～』

(2) センター設立39周年記念講演会・シンポジウム

日 程 2024年11月9日(土)

内 容 精神科病院訪問活動の歩みと意義(仮)

2 権利擁護システム研究会等

(1) 権利擁護システム研究会

精神科医療の制度的・構造的課題点や精神科病院の治療文化を「かえる」ためのアプローチを検討する場として、2024年度も権利擁護システム研究会を開催します。

2024年度は「病床削減」をテーマにする予定です。日本の精神病床は、統計上世界で最も多いことが知られています。とくに近年は精神病床に占める高齢の認知症入院者の割合が増加しています。この背景には、核家族化、支え手となる家族の自立、高齢者施設の課題等がありますが、精神病床が多すぎるものが後ろ盾となっています。病床削減に向けた計画的な行動について検討する予定です。あわせて、精神障害者が地域で暮らすための高いハードルである『偏見・スティグマ』の実態を明らかにし、その対策についても取り上げます。開催方法は、WEB、リアル又はハイブリッド型の開催を予定しています。

3 権利擁護活動の拡充に向けて

(1) 全国ネットワーク会議(オンライン)

精神科病院に入院している方の権利擁護活動をする全国各地の団体が集まり、テーマを設定して情報共有や意見交換をします。

※日本財団助成事業(2023年度延長)

(2) 精神科アドボケイトにかかわる団体やネットワークをつくるための企画

3~4地域で企画を開催します。

各地の状況によりますが、今のところ想定している地域は、千葉、東北(宮城・福島)、東海(愛知)、九州(鹿児島、福岡)です。

※日本財団助成事業(2023年度延長)

(3) 他団体との協力

大阪弁護士会、大阪精神障害者連絡会、大阪精神障害者家族会連合会、DPI日本会議など他の権利擁護団体との協力・連携を行なっています。

(4) 権利擁護活動協力者の拡充

一般市民や賛助会員らに向けて、当センターの講演会や講座の内容の一部を権利擁護活動入門編として記録し、Youtubeなどで視聴できるようにし、権利擁護活動に対する関心を高め、当センターへの協力者の拡充を行います。

※SOMPO福祉財団助成事業

4 情報発信・広報

以下のような方法や手段を使って、当センターの活動等に関する情報発信や広報を行います。情報発信に際して広報に関するガイドラインも検討します。

(1) ホームページ・SNS等

(2) 人権センターニュース（年4回）・メルマガの発行

当センターの会員や支援者らに向けた情報発信として、人権センターニュースとメルマガを発行します。

(3) 寄稿・講師・取材対応（随時実施）

(4) 40周年プロジェクトの準備（座談会・交流会・発行物）

当センターは2025年11月に設立40周年を迎えます。当センターの活動を宣伝・広報するため、40周年を記念した事業を行います。

5 心神喪失者等医療観察法についての取り組み

(1) 共催企画「医療観察法を廃止しよう全国集会！」（2回）

医療観察法に対する問題提起のための全国集会を引き続き共催します。

6 国や自治体、他機関の会議等への参加

当センターの運営会員らが国や自治体等の各種会議等に参加します。

(1) 厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究」分担研究「精神障害者の権利擁護に関する研究—入院中の精神障害者の権利擁護に関する研究—」

(2) 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会

(3) 堺市精神保健福祉審議会

(4) 大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会

(5) 大阪府社会福祉協議会権利擁護推進運営協議会

第5 活動の充実・強化に向けて

1 組織基盤強化

(1) 組織体制の課題の検討

役員・運営会員・事務局の役割、理事会や各種会議のあり方を見直すこと等を通じて、中長期計画の立案も含めた組織基盤の整備に向けた検討をします。今後も支援や協力を得られるように、会員、活動参加者、支援者、事務局などの声を大切にします。

(2) 各種会議やプロジェクトチームの設置

当センターの諸活動を遂行するにあたり、必要に応じて、活動・運営に関する協議や情報交換などを行う場として各種会議やプロジェクトチームを設置します。場合によっては、外部アドバイザーの助言のもと、組織体制の整備と財政基盤の安定を図ります。

2 相談者・会員・支援者等の個人情報保護の体制整備

個人情報の適正な管理と個人情報漏洩や流出の防止を目的として、以下の事業を行います。

- ①「Kintone」を活用して個別相談記録を適正に管理します。
- ②「セールスフォース」を活用して会員、支援者や活動参加者の個人情報を適正に管理します。
- ③2023年度に作成したプライバシーポリシーのもと、活動参加者（面会活動や電話相談に参加する人を含む）に向け、相談者情報に関する個人情報の適正管理の定着を図ります。また、事務局内の端末利用を見直し、個人情報の適正管理を徹底します。

以上